

客室乗務員のストレスと疲労 マトリックスからの一考察

坂口真澄

NPO法人 航空の安全・命と人権を守る会
(一財)健康教育学研究所

はじめに

過労死が起きてから対処するのではなく、ストレス・疲労・健康管理を予防措置として政府・企業・労働者連携で組織的にとりこむという労務管理手法は世界的な常識となっている。しかし、日本の航空業界、とりわけ客室乗務員の労働環境実態を垣間見ると、既存の健康予防システムは十分に機能してこなかったように見える。アフターコロナを見据えた上でも、労働者個々にスピードある連携対応をする必要がある。

客室乗務員を取り巻く法規定のうち、健康予防管理は機能しているのか？について類推する。また客室乗務員の抱える諸問題を解決するために実現可能な事を提案する。

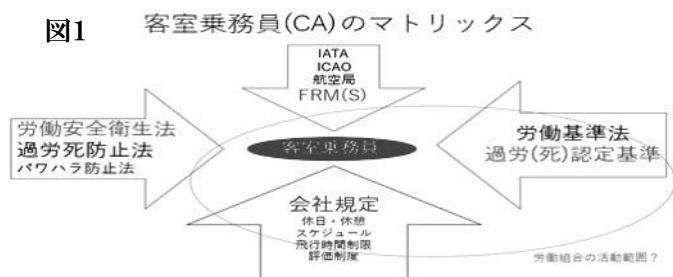
1.客室乗務員の健康にかかる法規定を俯瞰する

労働組合が労働安全衛生法に関わる活動をしているのか？は疑問 [図1 参照]

2.航空業界国際基準と過労死認定基準に共通する概念と労働負荷を抽出する

殆ど全ての就労様態因子＆ワーカロードは客室乗務員に該当する [図2 参照]

図1



[参考・引用文献]

- 第1種・2種衛生管理者スピードテキスト & 問題集 阿佐ヶ谷製作所(衛生管理研究会 2020年12月25日第2版)
- IATA, ICAO, IFAPLA Fatigue Risk Management Systems Implementation Guide for Operators 1st Edition July 2011
- FAA Flight Attendant Fatigue 2007
- 過労死弁護団全国連絡会議脳・心臓疾患検討班 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患などの認定基準に関する意見書 2021年8月17日
- 厚労省ホームページ「脳、心臓疾患の認定基準」2019年
- 佐々木司 労働科学研究所 疲労と睡眠(講演) 2019年
- CCProject(キャビンクループロジェクト) 労働時間だけでは測れない航空機客室乗務員の疲労の実態 過労死防止学会 2019年

図2 ストレス・疲労測定因子："時間"だけでは測れない！

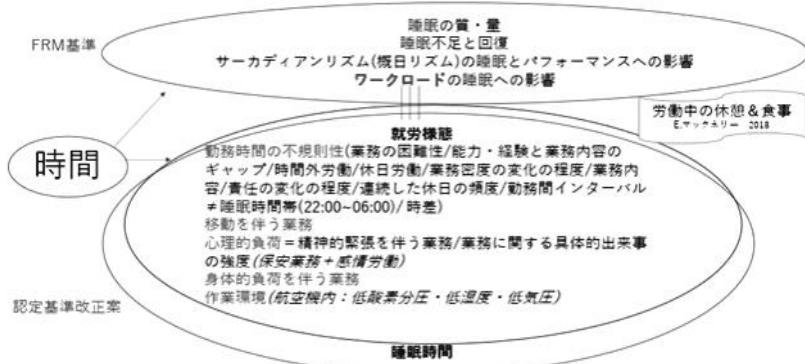


図3 過重労働負荷(複合要因)
ストレス→疲労→過労→慢性疾患or死亡に至るまで

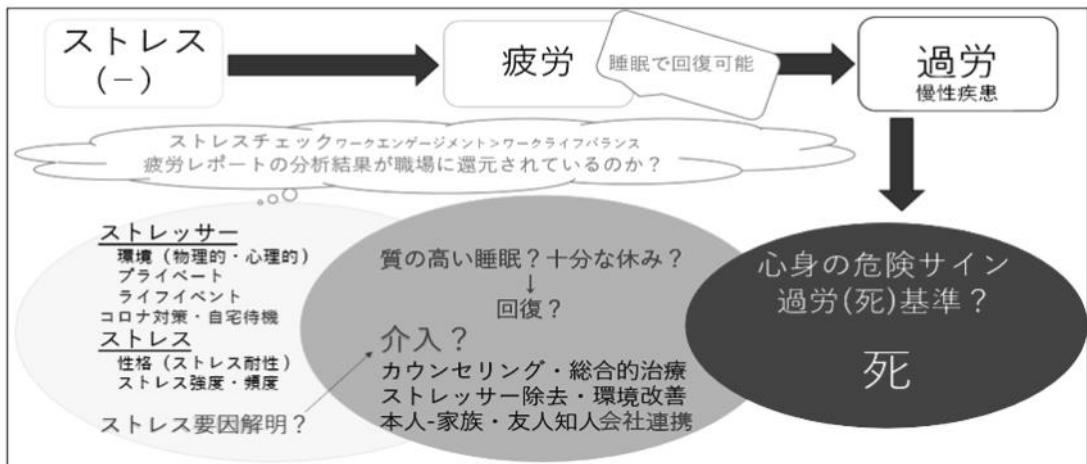


図4 労働安全衛生法から見た航空会社産業医

